

平成27年度厚真町もやせるごみ用 指定ごみ袋支給事業のお知らせ

町では、平成25年7月から開始された家庭ごみ処理有料化に伴い、紙おむつを日常的に使用する世帯に対して、もやせるごみ用の指定ごみ袋を支給し、経済的負担軽減を図るための事業を実施しています。

なお、平成27年度分の支給を以下のとおり行います。

～ごみ袋支給事業の対象となる世帯～

- ① 3歳未満の乳幼児と同居している保護者
- ② 厚真町家族介護用品支給事業実施要綱に基づき、紙おむつの交付を受けている方の介護者
- ③ 厚真町心身障害児等に係る日常生活用具の給付等に関する規則に基づき、紙おむつの支給を受けている方またはその保護者

～支給枚数～

上記①～③の対象となる方1人につき、20リットルの「もやせるごみ用指定ごみ袋」を1カ月10枚（年間最大120枚）支給します。

～支給方法～

対象となる方は、4月1日以降に「総合ケアセンターゆくり」または「役場上厚真支所」で申請を行ってください。（※その場で年度分の一括支給を行います。）

なお、申請には印鑑が必要ですので、忘れずに持参してください。



○問い合わせ先○ 役場町民福祉課 町民生活グループ（☎26-7871）

町職員の人事異動

※（ ）内は前職

4月1日付けで町部局等の人事異動が発令されました。

厚真町人事

▶異動（4月1日付）

▷町民福祉課長（農業委員会事務局長）松田敏彦 ▷町民福祉課参事（まちづくり推進課企画調整グループ主幹）吉田良行 ▷産業経済課参事（建設課土木グループ主幹）伊藤文彦 ▷産業経済課商工観光林業水産グループ主幹（総務課税務グループ主査）中島壮一 ▷まちづくり推進課企画調整グループ主幹（町民福祉課福祉グループ主幹）中井徹 ▷町民福祉課地域包括支援センター主幹（町民福祉課地域包括支援センター主査）龍崎ひさえ ▷建設課建築住宅グループ主幹（町民福祉課健康推進グループ主幹）當田美範 ▷建設課土木グループ主幹（産業経済課農政グループ主幹）加藤克彦 ▷まちづくり推進課総合計画策定グループ主幹（建設課建築住宅グループ主幹）押見正敏 ▷総務課総務人事グループ主査（総務課主査《北海道派遣》）奥村与志照 ▷総務課財政グループ主査（総務課総務人事グループ主査）田中紀嘉 ▷産業経済課農政グループ主査（総務課財政グループ主査）佐藤大輔 ▷町民福祉課福祉グループ主査（町民福祉課福祉グループ主任）金澤令仁 ▷町民福祉課子育て支援グループ主査（町民福祉課子育て支援グループ主任）笠原真由美 ▷総務課税務グループ主査（まちづくり推進課事業推進グループ主査）中村真吾 ▷町民福祉課福祉グループ主査（産業経済課農政グループ主査）宮本慎也 ▷まちづくり推進課事業推進グループ主査（産業経済課商工観光林業水産グループ主査）小山敏史 ▷子育て支

援センター主査（宮の森保育園副園長・主査）青木久美子 ▷宮の森保育園副園長・主査（宮の森保育園・主査）宮下葉子 ▷宮の森保育園・主任（こども園つみき・主任）秋田理恵 ▷総務課総務人事グループ主事（町民福祉課福祉グループ主事）池川勲 ▷建設課建築住宅グループ主事（建設課上下水道グループ主事）渡辺亮

▶新規採用（4月1日付）

▷町民福祉課福祉グループ主事 中山亮 ▷町民福祉課健康推進グループ（保健師）内村彩華 ▷町民福祉課健康推進グループ主事 木澤真生 ▷町民福祉課子育て支援グループ（宮の森保育園保育士）蹴揚望 ▷町民福祉課子育て支援グループ（こども園つみき保育士）森田崇公 ▷町民福祉課子育て支援グループ（宮の森保育園保育士）中島真矢 ▷産業経済課農政グループ主事 高垣勇太 ▷建設課上下水道グループ主事 山家和也

厚真町議会事務局人事

▶異動（4月1日付）

▷議会事務局主幹（総務課総務人事グループ主幹）若林修一

厚真町農業委員会人事

▶異動（4月1日付）

▷農業委員会事務局長（産業経済課参事）真壁英明

厚真町教育委員会人事

▶異動（4月1日付）

▷生涯学習課社会教育グループ主査（生涯学習課社会教育グループ主任）奈良智法

▶退職（3月31日付）

▷高田芳和（町民福祉課長）▷中田匡（町民福祉課参事）▷細井恵子（町民福祉課子育て支援グループ主査）▷横山はるか（議会事務局主事）

地震対策と地球温暖化防止のため

町の補助制度を ご利用ください

東日本大震災を契機に、地震に対する備えと節電などの省エネルギー対策がますます重要になっています。

町では、地震から人命と財産を守る住宅の耐震化、再生可能エネルギーである太陽光発電の推進や化石燃料の使用を減らすことを推進するため、これらを整備する費用の一部を支援する制度（安全・安心省エネ住宅推進事業）を実施しています。

補助対象となるものは下記の5項目ですので、ぜひご利用ください。



補助制度	補助金額	個別補助要件
1. 既存住宅耐震改修費補助	上限30万円	昭和56年以前に着工した、耐震性能評点1.0未満の住宅の耐震改修工事 （町外業者施工も対象となります）
2. 住宅太陽光発電システム設置補助	◎町内業者施工の場合 ⇒ 1Kw当たり10万円 （限度額30万円） ◎町外業者施工の場合 ⇒ 1Kw当たり7万円 （限度額20万円）	太陽光発電余剰電力の売買契約ができる設備、または発電電力をすべて自家使用とする設備を設置する場合（未使用品に限る）で、平成27年4月1日以降の設置かつ年度内に工事が完了し、電力会社との電力受給開始等ができる10Kw未満の発電システム。
3. ペレットストーブ等購入費補助	◎町内の商店から購入した場合 ⇒ 限度額15万円 ◎町外の商店から購入した場合 ⇒ 限度額10万円	①木質ペレットを燃料とするストーブ ②薪等を燃料として、材質が鉄、中鋼板以上のストーブ ③②に類する耐久性を有するストーブ の購入
4. 住宅用LED照明器具等購入費補助	本体購入価格の2分の1 （上限4万円）	住宅用のLED電球、蛍光灯型LEDランプ、LED照明器具の購入。 ※取り付け費用は対象外。町内の商店等からの購入限定で、補助は世帯で1回のみです。
5. 住宅リフォーム推進補助	リフォーム費用の5分の1 （上限30万円）	上記1～3までの工事等と併せて実施する住宅の改修または模様替えの工事。 ※住宅リフォームだけでは該当になりません。

【共通補助要件】

- ①町税の滞納がない方とします。
 - ②町内の住宅（店舗等の併用住宅含む）に施工・設置する場合に限りです。
 - ③募集期限は平成28年3月31日までで、先着順とします。
- なお、各々の補助は、応募状況によって予算の範囲内で変更する場合があります。



補助内容や補助対象など不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】役場建設課 建築住宅グループ（☎27-2325）